

諮問第175号の答申 全国家計構造調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第175号による全国家計構造調査の変更（令和6年に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

令和5年6月8日付け総統消第115号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「全国家計構造調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、後記（2）ウで指摘する事項については、計画の修正が必要である。

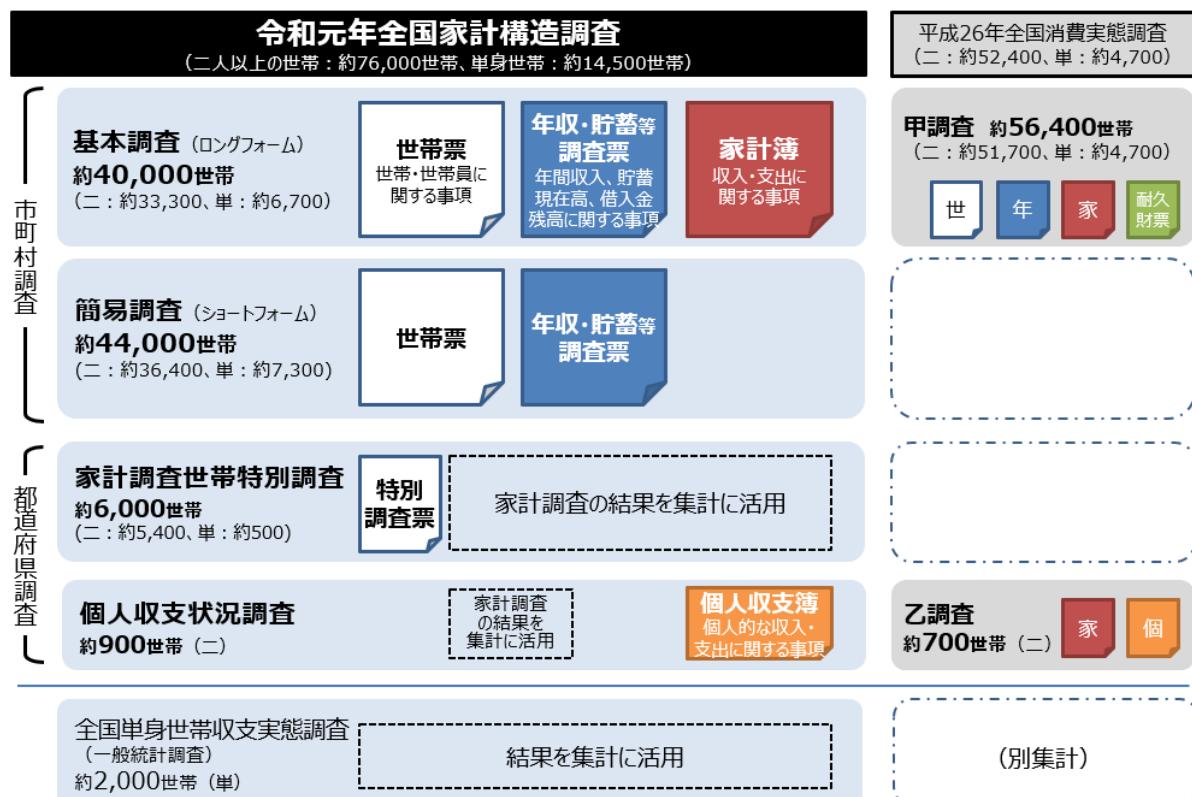
（2）理由等

ア 令和元年調査の見直しの評価と令和6年調査への反映

前回の令和元年調査においては、所得・家計資産に関する統計精度の向上や単身世帯の精度向上等が求められる一方で、報告者や実査を担う地方公共団体・統計調査員の負担軽減への対応も急務となっており、これらの課題解決を図るため、以下のとおり、調査体系の再編から集計事項に至る調査計画の全般について抜本的な見直しが行われた。令和元年調査の構成と見直しの概要イメージは、図1のとおりである。

- ① 総世帯・単身世帯の統計精度の向上
 - ・ 近年増加を続ける単身世帯の標本規模の拡大
 - ・ 別集計としていた全国単身世帯収支実態調査（総務省所管の一般統計調査）の結果を補正して統合
- ② 所得・家計資産に関する統計精度の向上
 - ・ ロング・ショートフォーム方式（家計簿を含む「基本調査」と家計簿を含まない「簡易調査」）の導入
 - ・ 年収・貯蓄等調査票の標本規模の拡大
- ③ 報告者負担の軽減、調査事務の減量・効率化
 - ・ 家計簿の記入期間を、9月、10月及び11月の「3か月」から10月及び11月の「2か月」に短縮（二人以上の世帯）
 - ・ 時系列比較が適せず、必要性が薄れていた「耐久財等調査票」を廃止
 - ・ 世帯票について、世帯員を「1人目」、「2人目」、「3人目」、「4人目」と区別する形式とし、「世帯員氏名」を削除
 - ・ レシート読み機能を実装したオンライン家計簿を導入
 - ・ 簡易調査では郵送提出も導入
 - ・ 調査期間中の家計調査（総務省所管の基幹統計調査）の調査世帯（約6,000世帯）を本調査の対象世帯として組み込み、家計調査世帯特別調査を実施

図1 令和元年調査の構成と見直しの概要（イメージ）



令和元年調査の実施後、総務省は、地方公共団体からの意見聴取や有識者を交えた検討を通じ、令和元年調査の見直しの目的であった、単身世帯などの統計精度の向上や報告者負担の軽減・事務効率化の効果について、表1のとおり検証を行った。

表1 令和元年調査に対する検証結果

主な見直し内容	見直しによる効果
○ 単身世帯の標本規模の拡大 ○ 別集計としていた全国単身世帯収支実態調査の結果を補正して統合 ○ 簡易調査の導入による年収・貯蓄等調査票の標本規模の拡大	● 消費支出、年間収入及び家計資産総額について、総世帯、二人以上の世帯及び単身世帯のいずれにおいても一定程度の精度を確保。特に単身世帯の結果精度が改善
○ 家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮（二人以上の世帯） ○ 家計簿なしの簡易調査の導入 ○ 耐久財等調査票の廃止	● 調査世帯の代替選定による非標本誤差の是正・抑制 ● 「1世帯を確保するための記入依頼世帯数」の改善
○ 家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮（二人以上の世帯） ○ 耐久財等調査票の廃止 ○ 家計調査の調査世帯を組込み	● 特に報告者負担の重い「家計簿」を始め、調査世帯に配布する調査票の総数の大幅削減
○ レシート読み機能を実装したオンライン回答システムや回答状況管理システムの導入 ○ 簡易調査における郵送調査の導入	● 簡易調査の導入等により標本規模が拡大し、調査回答世帯数が増加する中、統計調査員による回収数が大幅に減少

一方、令和元年調査においては、一部の調査項目の未記入や誤記入などが発生したことに加え、無記名回答の導入等により地方公共団体における審査事務等が増加した。

総務省は、これらの検証結果を、令和6年調査の調査計画に反映したとしている。

令和元年調査の見直しについては、総務省の検証結果を踏まえると、一定程度その目的を達成できたものと評価できる。また、所得・家計資産に関する結果表章の充実や、家計調査の結果の組込み（そのための一部調査事項の整理）、全国単身世帯収支実態調査の結果の統合集計など、関連統計の充実や相互の整合性向上を通じて、家計に関する統計の体系的整備の進展にも寄与したものと考えられる。

また、本申請は、令和元年調査に対する検証結果を踏まえた上で、その体系の大枠を継承しつつ必要な変更を講じるものとなっていることから、統計委員会諮問第117号の答申（平成30年12月17日付け統計委第14号。以下「平成30年答申」という。）における「今後の課題」（後記2（1）及び（2）参照）への対応としては、おおむね適当である。

ただし、本調査が、報告者負担や実査負担の大きい大規模な統計調査であることに鑑み、実査の結果を踏まえた次回調査の改善に資する観点から、引き続き、非標本誤差を含めた結果精度の評価や、報告者及び地方公共団体の負担の実態把握の手法の改善について、検討する必要があることを「今後の課題」として指摘する。

イ 調査方法の変更

本申請では、基本調査及び簡易調査に加え、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にもオンライン調査を拡大する計画である。

また、オンライン調査の対象範囲の拡大に加え、オンライン家計簿に実装されたレシート読み取り機能^(注)の改善や回答状況管理システムの機能改善を行う予定としているほか、地方公共団体向けの試用環境の整備や動画を活用した研修用教材の充実化を予定している。

これについては、報告者の負担軽減や統計調査員及び地方公共団体の事務の効率化に資するものであり、適当である。

(注) スマートフォン等のカメラ機能を用いて写真撮影した画像を自動で解析し、オンライン家計簿に入力するもの

ウ 報告を求める事項の変更

本申請では、以下のとおり、報告を求める事項（以下「調査事項」という。）を変更する計画である。

【世帯票】

- ① 調査項目名を「就学の状況」から「教育」に変更し、「未就学・その他」の選択肢に「認定こども園」を追加
- ② 調査項目名を「地代支払の有無」から「土地の所有関係」に変更し、選択肢を変更

【家計簿】

- ③ 「II 口座への入金（給与・年金等）」の「月々の給与」、「年金」及び「事業収入・賞与・その他の収入」に「控除又は納付項目の総額」欄を新設
- ④ 「II 口座への入金（給与・年金等）」の「月々の給与」及び「事業収入・賞与・その他の収入」に「賃金のデジタル払いの額」欄を新設

また、地方公共団体における審査事務に資する観点から、全ての調査票の欄外に記入者連絡先欄を設けることとしている。

これらについては、制度改正への対応や令和元年調査の回答状況等を踏まえた変更であり、関係府省等を対象としたニーズ把握や外部有識者からの意見聴取、民間モニターによる回答可能性の検証を経た上で改善を図るものであることから、正確な実態把握の観点から、おおむね適当である。

ただし、①の「教育」の選択肢について、「未就学・その他」が指すものが不明確であることから、より正確な回答を確保するため、図2のとおり、「未就学」に修正するとともに、未就学者の実態に合わせて「その他（乳児など）」の選択肢を「乳児・その他」に修正する必要があることを指摘する。

図2 調査事項に係る統計委員会修正案

申請内容	修正案

また、④の「賃金のデジタル払いの額」欄を家計簿の「II 口座への入金（給与・年金等）」に新設することについては、賃金のデジタル払いは概念上「口座振込」とは性格が異なることから、図3のとおり、名称を「II 口座等への入金（給与・年金等）」に修正する必要があることを指摘する。

図3 調査事項に係る統計委員会修正案

申請内容	修正案																																																																																
<p>II 口座への入金（給与・年金等） 世帯主</p> <p>※あらかじめ記入されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。</p> <p>■月々の給与</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>収入項目</th> <th>支給額(円)</th> <th>控除又は納付項目</th> <th>控除又は納付額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>本給(月分)</td><td></td><td>所得税</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>扶養(家族)手当</td><td></td><td>住民税</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>住宅手当</td><td></td><td>健康保険料</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>通勤手当(か月分)</td><td></td><td>介護保険料</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>時間外手当</td><td></td><td>厚生年金保険料</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>[]手当</td><td></td><td>雇用保険料</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>[]手当</td><td></td><td>財形貯蓄(年金・住宅・一般)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>給与総額 控除又は納付項目の総額</p> <p>口座振込額 円 賃金のデジタル払いの額 円</p>	日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)	1	本給(月分)		所得税		2	扶養(家族)手当		住民税		3	住宅手当		健康保険料		4	通勤手当(か月分)		介護保険料		5	時間外手当		厚生年金保険料		6	[]手当		雇用保険料		7	[]手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)		<p>II 口座等への入金（給与・年金等） 世帯主</p> <p>※あらかじめ記入されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。</p> <p>■月々の給与</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>収入項目</th> <th>支給額(円)</th> <th>控除又は納付項目</th> <th>控除又は納付額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>本給(月分)</td><td></td><td>所得税</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>扶養(家族)手当</td><td></td><td>住民税</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>住宅手当</td><td></td><td>健康保険料</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>通勤手当(か月分)</td><td></td><td>介護保険料</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>時間外手当</td><td></td><td>厚生年金保険料</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>[]手当</td><td></td><td>雇用保険料</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>[]手当</td><td></td><td>財形貯蓄(年金・住宅・一般)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>給与総額 控除又は納付項目の総額</p> <p>口座振込額 円 賃金のデジタル払いの額 円</p>	日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)	1	本給(月分)		所得税		2	扶養(家族)手当		住民税		3	住宅手当		健康保険料		4	通勤手当(か月分)		介護保険料		5	時間外手当		厚生年金保険料		6	[]手当		雇用保険料		7	[]手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)																																																																													
1	本給(月分)		所得税																																																																														
2	扶養(家族)手当		住民税																																																																														
3	住宅手当		健康保険料																																																																														
4	通勤手当(か月分)		介護保険料																																																																														
5	時間外手当		厚生年金保険料																																																																														
6	[]手当		雇用保険料																																																																														
7	[]手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)																																																																														
日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)																																																																													
1	本給(月分)		所得税																																																																														
2	扶養(家族)手当		住民税																																																																														
3	住宅手当		健康保険料																																																																														
4	通勤手当(か月分)		介護保険料																																																																														
5	時間外手当		厚生年金保険料																																																																														
6	[]手当		雇用保険料																																																																														
7	[]手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)																																																																														

さらに、デジタル社会の進展に伴い、今後も収入や消費支出の形態の多様化や、それに伴う統計ニーズの多様化が進展することが予想されることから、引き続き、適切な調査手法や統計ニーズへ対応した結果表章について、検討する必要があることを「今後の課題」として指摘する。

エ 公表の期日の変更

令和元年調査では、「家計収支に関する集計（一部を除く。）」（以下、単に「家計収支に関する集計」という。）について、所得・資産集計のほか、単身世帯・総世帯、男女

の別、国際比較等の観点から、集計事項を充実させた。

本申請では、その集計事務の実績を踏まえ、表2のとおり、「家計収支に関する集計」の公表期日を令和元年調査の当初計画^(注)（調査実施年の翌年11月）から1か月後ろ倒しし、令和7年12月とする計画である。

（注）当初計画は、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、令和3年2月以降順次公表する内容に変更されている（令和2年10月）。

表2 公表の期日の変更内容

区分	令和元年調査（当初計画）	令和6年調査
家計収支に関する集計	令和2年11月までに公表	令和7年12月までに公表
その他の集計	令和3年以降順次公表	令和8年以降順次公表

これについては、引き続き調査実施から1年以内に第一報の公表が行われるものであり、総務省は、公表期日を1か月後ろ倒ししたとしても特段の利活用上の支障は生じないとしていることから、特に問題ない。

オ 調査票情報の保存期間の変更

本申請では、記入済み調査票について、その保存期間を「2年」から「3年」に変更する計画である（なお、調査票の内容を記録した電磁的記録については、従来どおり永年保存することとしている。）。

これについては、平成30年答申における「今後の課題」（後記2（3）参照）への対応実績や調査票の利活用実態を踏まえたものであり、特に問題ない。

2 平成30年答申における「今後の課題」への対応状況

本調査については、平成30年答申において、以下の検討課題が指摘されている。

（1）家計に関する統計の体系的整備に向けた検討

家計に関する統計については、各種統計調査の整合性がより高まることから、平成31年度（2019年度）の全国家計構造調査の実施結果等も踏まえつつ、関係する各種統計調査の位置付けや役割分担、基幹統計の体系的整備の在り方等を改めて整理し、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）の次回改定に反映する方向で検討すること^(注)。

（2）今回の変更を踏まえた調査手法等の更なる改善

平成31年度（2019年度）の全国家計構造調査については、調査計画を抜本的に見直した上で実施することから、報告者や統計調査員、実査機関である地方公共団体等における評価も含め、実施状況や見直しによる効果等を検証・分析するとともに、その結果を踏まえ、平成36年度（2024年度）調査の調査計画の策定までに、調査手法の見直しや結果表章の充実等、更なる調査計画の改善について検討すること。

(3) 日本標準職業分類に準拠した結果表章の充実

平成31年度（2019年度）の全国家計構造調査及び家計調査において、世帯主の職業別の結果表章に当たり、独自に設定している区分を使用しているが、他の統計調査との比較可能性の向上の観点から、調査結果の利活用状況や日本標準職業分類との整合性も勘案しつつ、結果表章の在り方を検討すること。

(注) 公的統計の整備に関する基本的な計画の改定に向けた本委員会（企画部会第3ワーキンググループ）の審議において、令和元年調査については、「家計に関する構造統計として、関係統計との整合性を確保した上で、統計表章の充実等が図られており、次期基本計画に掲載して毎年フォローアップする必要性に乏しい。」としたことを受け、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）への掲載は見送られている。

(1) 及び(2)については、前記1(2)アのとおりである。

(3)について、総務省は、令和元年調査において、本調査独自の区分による結果表章を優先的に対応した後、アフターコーディングによる日本標準職業分類に準拠した特別集計を行い、表3のとおり、段階的に公表を実施している。また、令和6年調査の結果表章においても、同様の対応を行う予定としている。

表3 世帯主の職業別表章を含む調査結果の公表実績（令和元年調査）

区分	集計結果	公表期日
独自の職業分類	家計収支に関する結果	令和3年2月26日
	所得、家計資産・負債に関する結果	令和3年5月18日
日本標準職業分類 (特別集計)	家計収支、所得、家計資産・負債に関する結果	令和4年1月14日

これについては、令和元年調査の利用実績や現在の利活用ニーズへの対応、従来結果との継続性及び他の統計調査との比較可能性の確保・向上の観点から、適当である。

3 今後の課題

(1) 調査方法等の改善に資する検証手法の検討

報告者負担や実査負担の大きい大規模な統計調査であることに鑑み、実査の結果を踏まえた次回調査の改善に資する観点から、引き続き、非標本誤差を含めた結果精度の評価や、報告者及び地方公共団体の負担の実態把握の手法の改善について検討すること。

(2) デジタル社会の進展を踏まえた調査手法等の検討

デジタル社会の進展に伴い、今後も収入や消費支出の形態の多様化や、それに伴う統計ニーズの多様化が進展することが予想されることから、引き続き、適切な調査手法や統計ニーズへ対応した結果表章について検討すること。